

地域課題の解決に向けた事業連携を通じた 合意形成について

～むこがわたけだお 武庫川武田尾地区河川改修における取組み～

矢尾 哲雄

兵庫県 県土整備部 土木局 道路企画課 高速道路室（〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）.

本論では、二級河川武庫川(武田尾地区)での河川改修において、地域課題の解決に向けた事業連携を通して合意形成を図った事例をもとに、「円滑な合意形成」や「より質の高い整備」を実現する手段として、「地元ニーズの的確な把握」及び「戦略的な事業連携」の有効性について検証する。

キーワード 合意形成、整備の質的向上、地域課題、事業連携、施策パッケージ

1. はじめに

今後100年間に、日降水量が100mm以上となる豪雨日数は、現在の年3回程度から最大年10回程度に増加すると予測される¹⁾ など、浸水被害の激化が懸念される我が国においては、早急にこれらの被害に備える上で、あるいは被災後の速やかな復旧・復興を果たしていく上で、地元関係者との「円滑な合意形成」が求められている。

他方で、少子・高齢化により、財政が更に逼迫する他、2050年には約6割の地域で人口が半減以下となる²⁾ など、地域の活力の低下が懸念される中、長期的な展望に立ち、予算をより効果的に活用するとともに、コミュニティの再生・再編や地域資源の利活用といった地域課題の解決に資する「より質の高い整備」を実現していく必要がある。

本論は、このような情勢を踏まえ、治水対策が急務である二級河川武庫川の武田尾地区(以下、本地区という)の河川改修において、地域課題の解決に向けた事業連携を通して合意形成を実現した事例をもとに、①防災・減災効果の早期発現に向けた「円滑な合意形成」や、②地域課題の解決に資する「より質の高い整備」を実現する上での手段として、「地元ニーズの的確な把握」及び「戦略的な事業連携」の有効性について検証するものである。

2. 武田尾地区の概要及び過去の経緯

(1) 地区の概要

本地区は、二級河川武庫川の中流部となる兵庫県宝塚市の北部、JR福知山線武田尾駅の北東約0.5kmに位置し、急峻な山地と河川に挟まれたわずかな平地に建てられた22戸からなる地区である(図-1, 2)。本地区から下流側には、観光名所である「櫻の園」や福知山線の廃線敷などがあり、本地区はJR武田尾駅を出発して武庫川峡谷を散策するハイク等の動線の一部となっている。

(2) 河川事業の取組経緯

1970年代から検討された後に事業休止となった武庫川ダムの湛水域内に位置する本地区では、2004年の台風23号で全22戸が床上浸水したほか、1983年、1999年にも被災するなど、深刻な浸水被害が頻発してきた。このため、県では、2004年の被災以降、関係する地区住民・土地所有者・宝塚市(以下、関係者という)に対し、再度災害防止対策として、築堤を行って全戸地区外へ移転する案、暫定対策として既存パンプの嵩上げを行って全戸地区内にとどまる案を提示してきた(図-3)。

しかし、河川整備計画における武庫川ダムの取扱いが未定であったことや、関係者が求める多種多様な要件に



図-1 位置図(武庫川流域図)

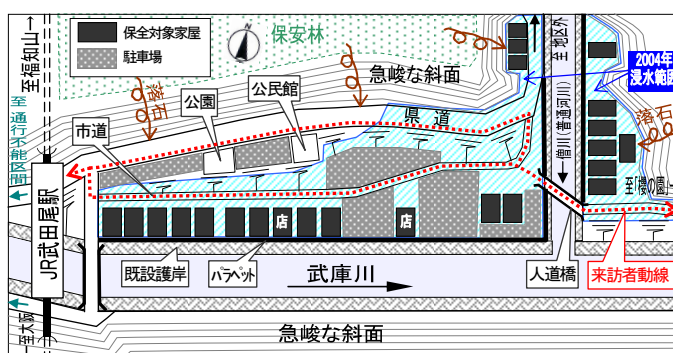


図-2 現況模式平面図

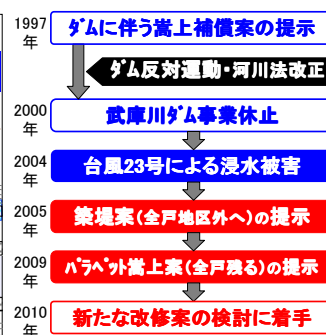


図-3 河川事業の取組経緯(概要)

応える必要があったため、合意形成は困難を極めていた。

このような状況を踏まえ、河川整備計画の策定に概ね見通しがついた2010年度より、新たな改修案の策定に着手した。

3. 地域課題の整理

これまでに実施した住民説明会や戸別面談等での聴取り事項をもとに本地区の実態を把握した上で、本地区における地域課題を3点（以下(1)～(3)）に、関係者が本地区の改修に求める具体的な要件を7点（以下a）～g）、〔 〕内に主な要求者を示す）に整理し、関係者と共有した。

(1) 所定の治水安全度の確保

a) 早期に治水安全度を向上できる〔地区住民・県・市〕

本地区では、河川整備計画における計画流量2,600m³/sに対し、セグ部の現況流下能力は約900m³/s（計画流量の約4割）しかなく、再度災害リスクは極めて高い。また、2009～2013年度だけでも避難指示1回、避難勧告3回、避難準備情報5回が発令されており、住民の心理的・身体的負担は極めて大きい。他方で、地区外へ通じる唯一の道路である県道の一部区間では路面高が低く、浸水によって地区が孤立化するリスクも高い。よって、早期に治水安全度を向上できる改修方式が求められる。

b) 財産管理会に過度な負担が生じない〔財産管理会〕

借地世帯の宅地や駐車場用地など、本地区内の土地の53%は、地区外に在住の約50名で構成する財産管理会が所有している（図-4）。改修に必要な用地の買収等、その事業協力を得るには、事業により財産管理会の支出が生じず、かつ継続的な収入源となっている宅地や駐車場が一定以上残る改修方式が求められる。

(2) 安全で快適な住環境の実現

c) 戸別事情に応じ「残る・出る」が選択可能〔地区住民〕

2008年に実施した戸別面談での聴取り事項をはじめとした情報を再整理した結果、本地区では、地区内での生活再建（以下、「残る」という）をしたい・どちらかと言えば残りたい世帯が8戸あり（図-5）、地区外への移転（以下、「出る」という）が困難な理由は主に以下の3点である。

- ①本地区の大半を占める高齢世帯や借地世帯にとって、出ることは身体面・経済面での負担が大きい（図-6、7）
- ②高齢世帯は、本地区への愛着があり、新たなコミュニティへの適応が困難である
- ③商店経営者は、本地区以外での生業継続ができない

他方、出たい・どちらかと言えば出たい世帯も10戸あり、移転条件等によるので現時点では決められない等の

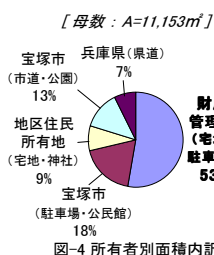


図-4 所有者別面積内訳

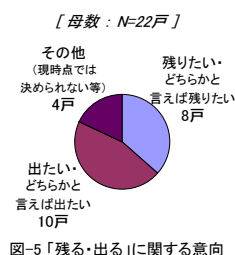


図-5 「残る・出る」に関する意向

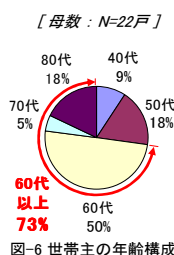


図-6 世帯主の年齢構成

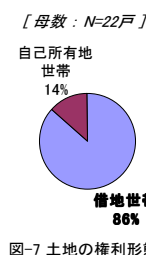


図-7 土地の権利形態

世帯も4戸ある。以上のことから、残る住民の再建ペースを地区内に確保でき、多様な戸別事情に応じて「残る・出る」が選択できる改修方式が求められる。

d) 住環境や景観の維持・向上〔地区住民〕

本地区では、家屋に近接したパラペット（H：約1m）が、日照、風通し、景観等の阻害要因として挙げられている。これらを悪化させる改修工法では生活の継続が困難であり、景勝地としての魅力も低下するという地区住民の意見を踏まえ、住環境や景観の維持・向上が求められる。

e) 土砂災害に対する安全性の確保〔地区住民・県・市〕

県道北側に位置する斜面は、傾斜角30°以上かつ崖高10m以上となっており、崩壊の危険性が高いため、地区住民が残る上で所定の安全性の確保が求められる。

また、2012年に県道への落石事故が発生しているほか、日常の道路パトロールでも路面への落石が頻繁に確認されていることから、県道の安全性を確保する上でも落石対策は急務である。

f) 将来の再度移転が生じない〔地区住民・県〕

河川整備計画では武庫川ダムの整備は盛り込まれていないが、河川整備基本方針では洪水調節施設の調節流量910m³/sを見込んでいるため、今後、本地区より上流に位置する既存ダムの治水転用ができない場合、武庫川ダムの整備が必要となる可能性がある。よって、このような場合でも再度移転が生じない計画とすることが求められる。

(3) 交通拠点としての機能の維持・向上

g) 現況駐車場台数の確保〔市・財産管理会〕

本地区内には、JR武田尾駅利用者の駐車場（市43台・財産管理会102台）があり、宝塚市北部の13地区をはじめとした住民が通勤・通学等に利用していることから、宝塚市北部の交通拠点として位置づけられている。

よって、現況駐車場台数の維持により、パーク&ライド機能を確保することが求められる。

4. 地域課題の解決に向けた改修方針の提示

本章では、前章で述べた地域課題を解決するための方策(1)～(4)、及びこれらを適用した新たな改修方針について述べる。地域課題と解決方策の関係は図-8に示す。

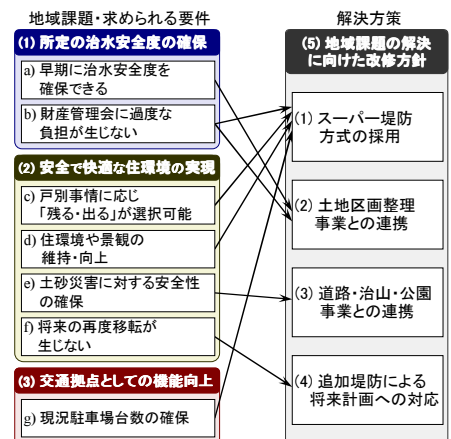


図-8 地域課題と解決方策の関係

(1) スーパー堤防方式の採用

一般的な堤防方式では、堤防の背後地が狭小となり、残る住民の宅地面積・現況駐車場台数ともに確保できず、住環境・景観ともに著しく悪化する(図-9)。

よって、堤防が占有する面積の縮小及び県道法面の活用により堤防から県道までの活用可能スペースを最大限確保でき、かつ住環境や景観についても現況より改善できる「スーパー堤防方式」を採用し、盛土材には新名神高速道路等での発生土を活用する。

(2) 土地区画整理事業との連携

残る住民の移転先を地区内に確保する上で必要となる土地の交換・分合について、通常的手法では、残る住民の移転時期が分筆・合筆の繰り返しによる土地の権利変換手続が完了した後となり(表-1)、早期に治水安全度を高められない。また、財産管理会等の土地所有者に費用負担が生じることにについても理解が得られない。そこで、仮換地指定により早期に移転及び工事着手ができ、堤防用地の買収費相当額を県から「負担金」として受け取ることで、土地所有者の費用負担を解消できる土地区画整理事業を導入し、関係者で構成する土地区画整理組合(以下、組合という)が事業主体となり実施する。

(3) 道路・治山・公園事業との連携

武庫川の背水により県道が浸水し、地区が孤立化することを防ぐため、道路事業との連携により堤防と同水準まで県道の縦断を上げるとともに、山切部の落石対策を実施する。また、治山部局が県道北側斜面上部の保安林における荒廃対策が課題だと認識していたことを踏まえ、斜面下部も保安林に追加指定することで、治山事業との連携により斜面全体(山切部を除く)を対象とした総合的な土砂災害対策を実施する。なお、公園については、完成後の土地利用等により再配置を検討する。

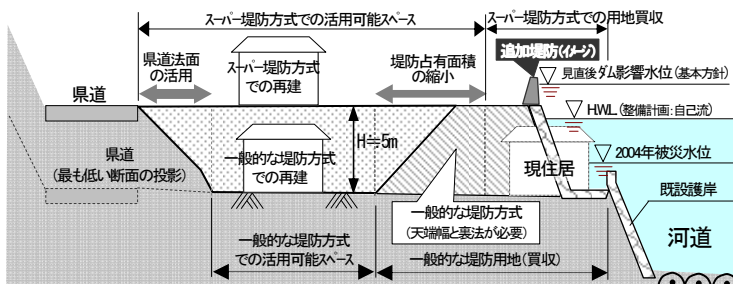


図-9 模式代表横断面図(「スーパー堤防方式」説明図・追加堤防説明図)

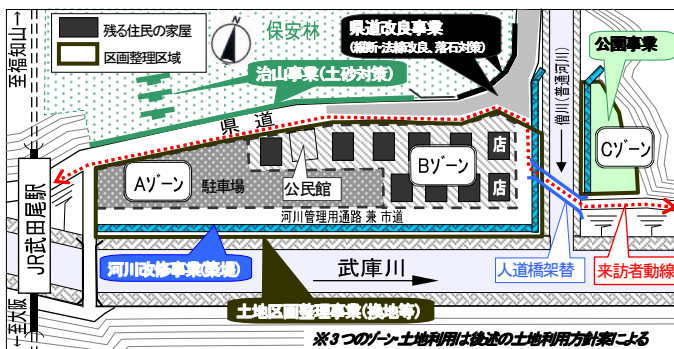


図-10 計画模式平面図(事業連携説明図・土地利用方針案説明図)

(4) 追加堤防による将来計画への対応

最新の航空測量データを活用した新規ゲムの貯水容量の精査等を行い、パンプ等の追加設置により将来(基本方針段階)での再度移転が回避できることを確認した。

(5) 4つの解決策を適用した改修方針の提示

上述した4つの解決策を適用した改修方針として、5つの事業が連携した整備(以下、本プロジェクトという)の考え方を関係者に提示した。本プロジェクトの計画模式平面図、各事業の役割分担、事業手順をそれぞれ図-10、表-2、図-11に示す。

5. 合意形成に向けた現状分析

前章で述べた改修方針については、関係者の了承が得られたが、事業化に際しては表-3に示す事項に関して負担の解消・軽減を求められた。このため、リスクコミュニケーションを通してこのような事業に伴う関係者の負担——言わば「負の効用」——を最小化できるプロジェクト計画案を目指すとともに、避けられない負担についても十分に理解して頂いた上で、関係者から事業同意を得る必要があった。

本章では、効果的なリスクコミュニケーションを行うため実施したプロジェクト特性・地域特性に係る現状分析について述べる。

(1) プロジェクト特性の整理

a) 関係者全員の事業同意が必要

財産管理会が地区住民全員の同意を求めているほか、約5mの高盛土を行う本プロジェクトでは、「同意できず存置を希望する地区住民」が1人でもいた場合、次の2点が問題となるため、関係者全員の事業同意が必要である。

- ① 存置した土地は高盛土に囲まれて外水氾濫が集中するため、所定の治水安全度が確保ができない
- ② 取付スロープの設置等により土地利用が非効率となり、宅地や駐車場の面積が十分確保できない

表-1 土地の交換・分手法の比較検討

手法	治水安全度の早期向上	土地所有者の負担軽減	堤防用地の取得方法
通常の交換・分合	×	×	土地所有者から買取
土地所有者が分筆・合筆を繰り返して土地を交換	○	費用は土地所有者が負担	土地所有者から買取
土地区画整理事業	○	○	一部を組合から取得(残りは同上)
組合が換地手法により権利変換	○	権利変換前に移転できる	費用は組合が負担

表-2 各事業の役割分担

事業名	事業主体	役割分担
河川改修事業	県(土木事務所)	河川・道路工事、背後地の盛土、総合調整
県道改良事業	組合	換地・ソフト対策等
土地区画整理事業	組合	換地・ソフト対策等
治山事業	県(治山事務所)	土砂災害対策
公園事業	宝塚市	公園の再整備

表-3 事業に伴う関係者の負担

内容	対象者
住宅再建に追加費用が生じる場合がある	地区住民(残る・出る)
減歩による土地面積の減少	財産管理会・地区住民
借地権消滅補償費等の支出	財産管理会
仮住まい(2回移転)が必要な場合がある	地区住民(残る)
Cゾーン(現宅地)が活用困難となる	財産管理会

※転出に伴い借地権が消滅する借地人へ財産管理会が支払う補償費

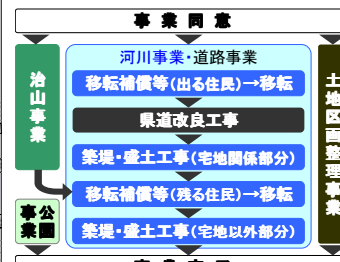


図-11 事業手順

b) 2段階の意志決定が必要

本プロジェクトでは、「残る・出る」が選べるため、残る戸数・出る戸数が確定しないと具体的な土地利用方針などが定まらない。よって、①「残る・出る」の判断、②最終的な事業同意——という2段階の意志決定を関係者に求める必要がある。

c) 多数の事業で構成するプロジェクト

本プロジェクトは、多数の事業で構成されるため、関係者に意志決定を求める上で、また事業同意後の実施段階においてプロジェクトを円滑に進めていく上で、関係者との認識の相違や情報の錯綜等による混乱を避ける必要がある。

d) 限られた合意形成期限

再度災害リスクが非常に大きいこと、及び以下の2点の理由から、短期間(2011年度末迄)で事業同意を得る必要があり、合意形成までの期間が限られている。

- ①堤防等に必要の良質の盛土材(約4万m³)を予算内で確保するため、新名神高速道路等の残土搬出時期に間に合うよう工事着手する必要がある
- ②方針提示で高まった関係者の機運が持続するのは1年程度であり、以後の合意形成は困難と考えられる

(2) 地域特性の整理

a) 多様な立場の地元関係者が混在

地区住民は借地世帯と自己所有地世帯で構成されるほか、借地世帯の土地所有者として財産管理会も関係しており、多様な立場の地元関係者が混在している。

b) 地区住民の県に対する強い不信・不満

以下のような考えから説明会が県の糾弾会となるなど、地区住民の県に対する不信・不満は非常に強い。

- ①県が武庫川ダムの整備方針や2004年災害の復旧方針を何度も変更して生活設計を狂わせてきた
- ②県が許可した上流部でのニュータウン開発が、本地区での急激な水位上昇を招いている

6. リスクコミュニケーションを通じた合意形成

本章では、前章での現状分析結果を踏まえ、事業同意に向けて取組んだリスクコミュニケーションの内容について述べる。現状分析結果と取組内容の関係は図-12に示す。

(1) 意志決定に必要な情報の把握・整理

後述するプロセス設計を的確に行うため、戸別面談や意見交換会を通して各関係者の利害関心事項を聴き、意志決定に必要な情報を把握した。得られた情報は、必要となるタイミング、及び情報の性質を踏まえた役割分担という観点から分類し、表-4のとおり整理した。

(2) 合意形成プロセスの早期提示・共有

a) コミュニケーション手法の検討

前章で整理した地域特性・プロジェクト特性を踏まえ、本プロジェクトにおける最適なコミュニケーション手法の検討を行い、場面に応じて表-5(次項)のとおり各手法を使い分けることとした。

b) 合意形成プロセスの設計・共有

多様な立場の関係者全員から、期限内に多数の事業に関して同意を得るためには、手戻りや混乱が生じない効果的な合意形成プロセスが不可欠だと考え、これまでに整理・検討した事項をもとに図-13(次項)のとおりプロセスの設計を行い、早い段階で関係者と共有した。

(3) 自発的な地元間協議の支援・促進

意志決定に必要な情報のうち、組合や借地契約に関する事項については、地区住民と財産管理会の協議(以下、地元間協議という)により決定して頂く必要があった。これまで地元間協議が行われていなかったこと、及び双方に各地区内での信望が厚いリーダーが存在することを踏まえ、各地区にて選出した代表者(各3名程度)にて協議した後、各地区に持ち帰って意見集約を行うというプロセス(図-14：次項)を提案した。また、自発的な地元間協議の促進を図るため、県・市は代表者会議にオブザーバーとして出席し、要請に応じて図-14(次項)に示す内容の支援を行うこととした。

(4) 地域課題の解決に向けた土地利用方針案の提示

a) 地域課題の再整理

地区住民から、「10戸が残り、12戸が出る」という意志決定、及び本地区の活性化を望む意見が出てきたことを受け、地域課題を再整理し、新たに「観光地(来訪者の玄関口)としての機能向上」を追加した(表-6：次項)。

b) 効用の最大・最小化を図った土地利用方針案の提示

土地利用方針の検討では、まず地区内を3つのゾーンに区分し、地区住民から聴取った情報も踏まえて各ゾーンの特性を整理した(表-6：次項)。次に、各ゾーンの利用方法については、地域課題を最大限解決できるよう工夫することにより、事業に伴う「正の効用」の最大化と「負の効

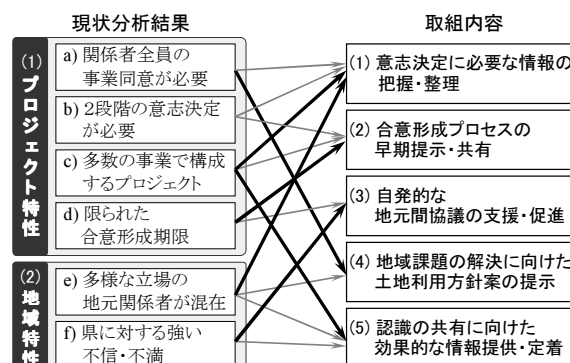


図-12 現状分析結果と取組内容の関係

表-4 意志決定に必要な情報・役割分担

決定内容		最終的な事業同意	「残る・出る」の判断
地区住民	残る場合	◆ 土砂災害対策の内容 ◇ 減歩・換地面積の見込み ● 移転後の借地料の考え方 ● 組合役員のメンバー構成	◆ 地区内再建可能時期 ◆ 組合員の役割 ◆ 移転補償の考え方・補償額
	出る場合	● 借地権消滅補償費の額	◆ 地区外移転可能時期 ◆ 仮住まいの要否
財産管理会		■ 残る人数・出る人数 ■ 地区住民全員の事業同意 ● 組合役員のメンバー構成 ● 借地権消滅補償費の額 ◇ 土地利用配置の方針 ◇ 完成後の駐車場台数の見込み ◇ 減歩・換地面積の見込み	凡 例 (情報の性質を踏まえた役割分担) ◆: 県が検討・整理して提示するべき情報 ◇: 組合における協議・決定事項だが、事業同意の判断材料として県が方針の案や一定の条件下での見込みを提示する情報 ■: 地区住民の意志決定により確定する情報 ●: 地区住民と財産管理会との協議(地元間協議)により決定するべき情報

表-5 採用するコミュニケーション手法

コミュニケーション手法・内容	採用する場合(使い分け)
意見交換会 地区住民や財産管理会役員への説明・意見交換(県・市が主催)	・全ての関係者と情報・認識の共有が必要な場合(基本手法と位置付け)
キーパーソンインタビュー 各地区代表者への説明・意見交換	・意見交換会における説明事項の過不足、解りづらい箇所の事前把握 ・進め方、プロセスに関する意見聴取り
戸別面談(ヒアリング) 地区住民の各戸との面談による説明・意見交換	・個人情報(家庭事情等)に関する利害・関心事項の聴取り ・個人情報(補償費等)に関する説明 ・その他、意見交換会等では言いづらい事項に関する意見交換
調査票の配布・回収 文書にて意志決定を求め、署名・押印した回答文書を提出して頂く	・合意形成プロセス上、後戻りできない重要な意志決定を求める場合
住民集会・総会 各地区内での協議・意見集約(県・市は出席せず)	・地区住民・財産管理会による主体的な組合運営等を見据え、県・市が出席しない方が望ましい場合
代表者会議(タスクフォース) 各地区の代表者数名による協議(県・市も出席)	・地元間協議を円滑かつ効率的に進めるため、各地区で集約した意見の擦合せが必要な場合

表-6 地域課題の解決に向けた土地利用方針と効用

地域課題	土地利用方針	正の効用	負の効用(負担)
所定の治水安全度の確保	河川沿いに堤防用地を確保	・浸水リスクの大幅軽減	・住宅再建に追加負担が生じる場合あり
宝塚市北部の交通拠点としての機能向上	【Aゾーンの特性】 ・駅に最も近接 →ABゾーン内に散在していた 駐車場 をAゾーンへ集約	・ 駐車場の集約↑ ・ 駅へのアクセス改善↑ ・接道条件の改善(市道W=3m→6m)	・減歩の発生 ・借地権消滅補償費の支出
安全で快適な住環境の実現	【Bゾーンの特性】 ・日照条件最良 ・現家屋数最小(仮住まい戸数最小) →ABCゾーンに散在していた宅地をBゾーンへ集約	・土砂災害リスクの軽減 ・接道条件の改善 ・区画形状の改善 ・景観・風通しの改善 ・ 日照条件の改善↑	・ 一部の方は仮住まいが必要(仮住まい戸数の最小化↓)
観光地(来訪者の玄関口)としての機能向上	【Cゾーンの特性】 ・車道アクセス不可 ・土砂災害懸念 ・散策者の拠点部→Bゾーンにあった公園をCゾーンへ配置	・ 散策の拠点部での公園再整備による来訪者の利便性・快適性向上↑ ・歩行者動線の改善	・ Cゾーンが活用困難となる※公園の配置により解消

※下線部は、土地利用方針により効用の最大化・最小化を図った項目

b) 高度なスキルを有した外郭団体への協力要請

県・市では、組合施行の土地地区画整理事業に関するノウハウが不足していたため、当該事業に精通している兵庫県まちづくり技術センター(県の外郭団体)へ協力を要請し、本プロジェクトでの事業スキームや換地設計等に対する助言、関係者に対する中立的な立場からの意見・説明等の支援を受け、関係者へ正確な情報提供ができるよう努めた。

c) 負担に関する情報の早期提示

関係者の負担に関する情報については、その可能性がある事項も含めて改修方針の提示段階で洗い出しを行い、積極的に説明した。負担が軽減・解消できない事項については、法令面や予算の制約など、その理由も合わせて説明することで、理解が得られるよう注力した。

d) 説明ツールの選別と情報の可視化・定量化

意見交換会では、正確な情報の定着を図るため、紙資料の配布(会の終了後も再確認が可能)とスクリーン表示(事業手順等をアニメーションを用いて説明可能)を併用することを基本とし、イメージパースの活用や具体的な換地面積の検討結果など、可能な限り情報を可視化・定量化して提示した。

7. 取組みの効果と今後の課題

本章では、以上の取組みに係る現時点(2014年6月)での効果の検証結果、及び今後の課題について述べる。

(1) 効果の検証

以上で述べた取組みの結果、2012年2月に関係者全員から同意書が提出され、2004年の被災後約6年を経ても実現できなかった合意形成を、2010年の検討着手から約2年弱で実現し、地域課題を解決する整備に着手できた。この要因を大別すると以下の3点が挙げられる。

要因①：治水上の課題から視野を拡張、コミュニティのあり方や地域資源(景勝地・交通拠点等)の維持・活用も含めた「地域課題」として捉え、関係者と共有した
要因②：複合的な地域課題の解決に必要な事業が連携した「施策パッケージ」として改修方針を提示した
要因③：方針の提示後もリスクコミュニケーションを通して正・負の効用や完成後の姿を具体的にかつ積極的に提示した

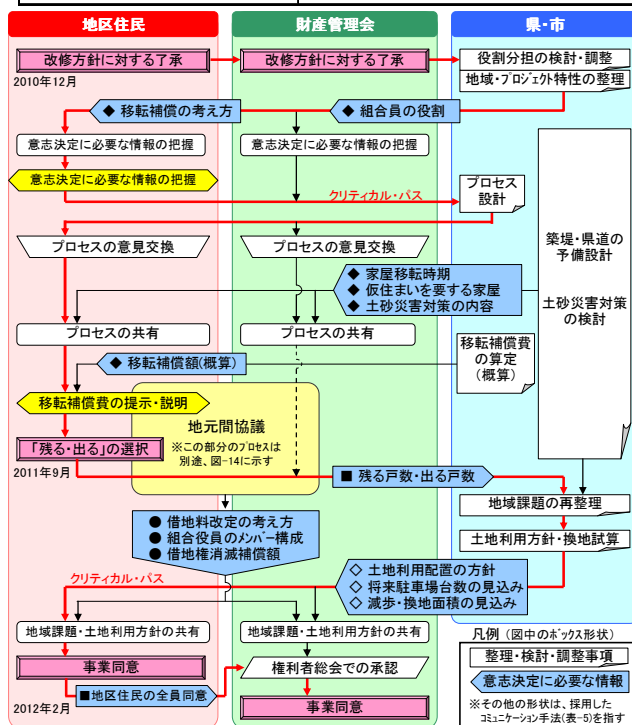


図-13 設計した合意形成プロセス(概要)

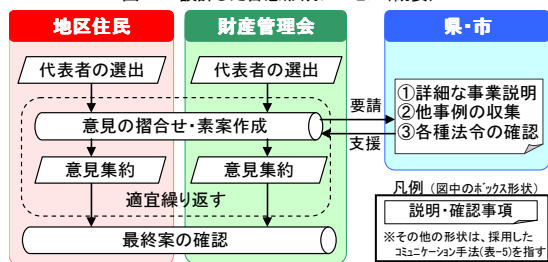


図-14 提示した地元間協議のプロセス

用」の最小化を図った土地利用方針案を作成するとともに、換地に関する試算・調整を経て駐車場台数や減歩の見込みについても関係者に提示した。

(5) 認識の共有に向けた効果的な情報提供・定着

a) ワンストップ窓口による総合調整

本プロジェクトでは、関係者や事業主体が多岐にわたるため、県(河川管理者)が総合調整を行い、関係者からの問合せや事業間の調整をワンストップ化することとした。

a) リスクコミュニケーションの効果

本地区でのリスクコミュニケーションの取組内容が事業同意に与えた影響を表-7に整理した。いずれも「円滑な合意形成」の実現に寄与したが、以下の考察から、特に重要な役割を果たしたのは「地元ニーズの的確な把握」であると考えられる。

改修方針の提示までの段階では、関係者の声に耳を傾けて「地元ニーズ」を的確に把握できたからこそ、要因①に挙げた「地域課題」として捉えて関係者と共有することができた。それ以降、意見交換会が糾弾会から前向きな議論の場へと変化したことから、このことは本地区でのコミュニケーションの基盤を構築する役割を果たしたと言える。

改修方針の提示後の段階でも、意志決定情報を把握する際に、改修方針に対する「地元ニーズ」を的確に把握できたからこそ、要因③に挙げた正・負の効用の具体的な提示、効果的なプロトタイプ設計、及び信頼の構築等が実現でき、以後のリスクコミュニケーション全般を円滑なものにした。

なお、「地元ニーズ」を把握するために実施した戸別面談は、回を重ねる毎に「県も解ってくれていると思うが」「県の言いたいことも解るが」等の声が増えていったこと等から、双方の真意を理解することに大きく寄与したと感している。よって、本地区のように事業の影響範囲が限定された地区レベルでの合意形成において、戸別面談は非常に重要かつ有効なコミュニケーション手法であると考えられる。

b) 事業連携による効果

本地区で関係者の納得を得るには、浸水被害の解消方法だけでなく、地元ニーズを踏まえたコミュニティの将来像や地域資源の利活用の可能性についても提示する必要があるが、河川事業だけではこのように踏み込んだ提示はできなかったため、事業連携したからこそ「円滑な合意形成」が実現できたと言える。

他方で、表-6(前項)に示した正の効用に加え、現時点では表-8に示す効果も見込まれ、いずれも単独事業では実現不可能・困難なものであるため、事業連携により「コスト削減」と「より質の高い整備」を両立できたと言える。

(2) 今後の課題

現在、鋭意工事等を進めているが、今後も表-9に示す取組みを継続し、整備の更なる質的向上を目指す必要がある。また、ワークショップ手法の活用等により、関係者のより積極的な参画や議論の活性化を図っていく必要がある。

8. おわりに

本地区では、県が強力なリーダーシップを発揮して合意形成へと導き、新たなまちづくりが始まることに対して、関係者が強く期待していることを肌身で感じてきた。

冒頭で述べたような我が国の情勢を踏まえると、防災・減災効果の早期発現に向けた「円滑な合意形成」や、地域課題の解決に資する「より質の高い整備」に対する社会からの要請は、今後益々高まっていくと考えられる。

このような期待に応えていくためにも、今後、洪水・

津波・高潮などの防災対策に加えて地域課題の解決も求められる地区においては、単に困難な複合課題としてではなく、「より質の高い社会基盤を次世代へ継承していく好機」と捉えることが肝要である。その上で、地元ニーズを的確に把握することにより地域課題を関係者と共有するとともに、その解決に向け、ソフト対策も含めた戦略的な事業連携を図り、施策パッケージとして提案していくことが重要である。本地区における事例検証から、これらのことが「円滑な合意形成」や「より質の高い整備」を実現していく上での有効な手段になるものと考えられる。

なお、本論は著者の従前の所属である兵庫県 阪神北 県民局 宝塚土木事務所 武庫川対策室における所掌内容(2010～2013年度)をもとに取りまとめたものである。

参考文献

- 1) 社会資本整備審議会河川分科会：気候変動に適応した治水対策検討小委員会（第1回）資料
- 2) 国土交通省：新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)

表-7 リスクコミュニケーションの取組内容に対する効果

効果 取組内容	関係者との 信頼の構築	プロジェクトに 対する不安 感の払拭	プロセスの 手戻り・混乱 の回避	関係者との 認識の共有	プロジェクトに 対する受容 (PA)の向上	まちづくり への機運の 高まり
地区の実態・ ニーズの把握	★		★	★	★	
意志決定情報の 把握・プロセス共有	★	●	★	○	●	
地元関係者の 支援	●	○				★
効用(正・負)の 具体的な提示	○	○		○	★	●
ワンストップ窓口 による総合調整	○	★	●			
負担に関する 情報の早期提示	★		○		●	
ツールの選別と 可視化・定量化				★	●	○

凡例 … ★：極めて寄与した ●：大変寄与した ○：寄与した

表-8 事業連携により見込まれる効果

項目	内容
コスト削減	・スーパー堤防方式による用地買収費の削減 ・新名神事業との連携による残土の活用 ・治山事業・道路事業の連携による効果的な土砂災害対策の実現
整備の質的向上	・「防災・減災」の充実 ・早期移転の実現(15戸は浸水リスク解消済、残る7戸も2016年度迄に解消見込み) ・県道の冠水により地区が孤立化するリスク→2015年3月迄に大幅軽減の見込み ・ソフト対策の協議の場となる土地区画整理組合が設立(2014年3月) ・「地域を支える基盤整備」の実現 ・従前と同等以上の駐車台数を確保見込み ・仮換地指定により以下を実現(2014年3月) ① 100㎡以下の狭小宅地を200㎡以上とし、住環境面・防火面ともに大幅に改善 ② 店舗と住宅の適正配置により「住みやすさ」と「来訪者の利便性」を両立(図-10)

表-9 今後の課題

項目	県の役割	内容
工事に伴う技術的課題	河川事業の事業主体として主体的に調整	・宅地盛土の締固め品質の確保、所有者への引渡し方法の具体化 ・限られたスペース内での駐車場の切り回し・ライフラインの移設
ソフト対策の充実(まちづくりの具体化)	必要に応じて市や組合を支援	・地域資源の利活用策の具体化 ・秩序ある土地利用を具体化する地区計画の策定 ・高齢化を踏まえた残る住民による共助体制の再構築(災害時要援護者対策など)